

## 令和元年9月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年9月24日(火)午後2時
- 2 場 所 中間市役所本館 第一委員会室
- 3 出席者 教 育 長 片平慎一  
教育委員 河本直子、衛藤修身、佐野正靖
- 4 欠席者 教育委員 太田かおり
- 5 事務局 教 育 部 長 佐伯道雄  
学校教育課長 松永嘉伸  
学校教育課学務係長 川崎菜津子  
学校教育課総務係長 山本朝教
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

[ 議 事 日 程 ]

(9月臨時)

令和元年9月24日(火)午後2時

1 議決事項

第26号議案 特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する事務委任について

[開会時刻：14時00分]

教育部長

ただ今から令和元年9月臨時教育委員会を始めたいと思います。  
教育長よろしくお願ひいたします。

片平教育長

それでは臨時教育委員会を開催いたします。  
議決事項でございますが、本日は第26号議案の特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する事務委任についてが議題でございます。  
これについて説明をお願いいたします。

学校教育課長

今年の10月から実施されます、幼児教育無償化の対象施設となる私立幼稚園について、子ども・子育て支援法第58条の2、第58条の5、及び第58条の7から第58条の12に規定された第1項に規定された確認等の事務については、市長の権限となっております。現在、中間市では、私立幼稚園就園奨励費補助に関する事務を学校教育課が行っておりますことから、10月から施行されます幼稚園保育料の無償化に関する事務についても当面の間、学校教育課において、事務を行うこととなりました。これによりまして、無償化対象施設となる市内の幼稚園と幼稚園が行う預かり保育事務の確認等の事務を行うに当たり、市長から教育委員会に事務を委任されることにつきまして、中間市教育委員会事務委任規則第2条第1項第17号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。資料として、市長から教育委員会に対する事務の委任規則の改正案をお配りしておりますので、ご覧ください。第2条第6号に、今回の事務委任に関することが追加されております。市長から、委任を受けることにつきましてご承認をお願い致します。以上です。

片平教育長

ただ今松永課長から事務委任について説明がございましたが、これについて質問、意見等ございませんでしょうか。

衛藤教育委員

事務委任については異論はありませんが、子ども・子育て支援法というものがあつたことは分かりましたが、その前に「特定子ども」と「特定」という言葉が付いていますが、これはどういうことですか。

学校教育課  
学務係長

特定というのは、子ども・子育て支援法によって確認を受けた施設について、特定という名称が付くことになっております。

|               |   |
|---------------|---|
| 衛藤教育委員        | 特定の子どもという意味ではないのですね。  |
| 学校教育課<br>学務係長 | 施設に対してです。   |
| 衛藤教育委員        | わかりました。   |
| 片平教育長         | 他にご意見等ございませんでしょうか。<br>それでは、事務の委任について、これでよろしいでしょうか。                                |
| 各委員           | はい。   |
| 片平教育長         | ありがとうございます。その他何かございませんでしょうか。<br>それでは、これをもちまして、臨時教育委員会を終わらせていただきたいと思います。おつかれさまでした。 |

[閉会時刻：14時15分]

教育委員 衛藤 修身

教育委員 河本 直子